

高福第1936号
平成23年2月22日

各事業者及び施設の開設者 様

北海道保健福祉部長

平成23年度の「介護サービス情報の公表」制度について

「介護サービス情報の公表」制度につきましては、現在、国において、昨年開催された社会保障審議会介護保険部会意見を踏まえ、平成24年度の見直しに向けた具体案の検討が行われていますが、こうした中、平成23年度の制度運用については、国より、法改正前であることから、基本的に現行制度による運用となる旨通知されているところです。

道としては、こうした国の通知等を踏まえ、平成23年度は現行制度による制度運営を行うこととし、また、平成24年度の国の制度見直しを含めた対応を見据える関係から、例年より報告・調査時期等が早まることとなりますので、各事業者及び施設の開設者におかれましては、ご了知の上、引き続きご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、平成24年度以降の制度運営につきましては、法改正等を踏まえて対応することになりますが、制度見直しの内容が確定した際は、別途、可能な限り早急にお知らせいたします。

記

1 別 添

- ① 介護サービス情報の公表制度（根拠法令） ～ 介護保険法（抜粋）
- ② 平成22年11月30日 厚生労働省事務連絡

2 介護サービス情報の公表制度の内容

北海道介護サービス情報公表センター（社会福祉法人 北海道社会福祉協議会）

ホームページアドレス

<http://www.kaigojoho-hokkaido.jp/>

福祉局高齢者保健福祉課
介護運営グループ
TEL011-231-4111
内線 25-670